



八頭町乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ～ 利用のご案内 ～

事業概要

児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業として、令和8年度から全国の市町村において「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」が開始されます。

この事業は、0歳6か月経過後～満3歳未満の保育施設に通っていないこどもが、保育の必要性を問わず、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育施設等を利用することのできる事業です。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的としています。（本事業は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することを主な目的とした給付事業です。）

八頭町で実施する事業内容や利用手続きをご案内します。

< 目次 >

1 対象児童	… P.1
2 利用(可能)時間	… P.1
3 実施日時・実施施設等	… P.1
4 利用料・給食費	… P.1
5 利用上の注意点	… P.1～
○ キャンセルポリシー	… P.2
6 利用(手続き)の流れ	… P.2～
○ つうえんポータル利用方法案内チラシ	… P.3～
○ 持ち物リスト	… P.5

1 対象児童

〔 保育所、認定こども園、企業主導型保育事業所、地域型保育事業所に通っていない、
0歳6か月経過後(※1)～満3歳未満(※2) のこども 〕

(※1)「0歳6か月経過後」とは、以下の例のとおりです。

- ・ 6/10 出生 → 12/9に満了 → 12/10から対象
- ・ 10/31出生 → 4/30に満了 → 5/1から対象
- ・ 8/31出生 → 2/28に満了(※うるう年：2/29) → 3/1から対象(※うるう年：3/1)

(※2)「満3歳未満」とは3歳の誕生日の前々日までを指します。

2 利用(可能)時間

利用児童1人あたり月10時間を上限(1時間単位での利用)

3 実施日時・実施施設等

【実施日】月曜日から金曜日まで(※祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

【実施時間】午前9時から午後3時まで

施設名	所在地	電話番号	年齢区分 (※1)	実施方式 (※2)	定員
郡家東保育所	八頭町稲荷167	(0858)72-5000	1・2歳児	一般型	(計)2名
八東保育所	八頭町安井宿1346	(0858)84-6425	0歳児	一般型	2名

(※1)「0歳児」とは、0歳6か月経過後の児童で、事業利用日時点で満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

「1・2歳児」とは、事業利用時点で満1歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している児童(利用年度の4月1日時点で満1歳以上の児童)のうち、満3歳未満の児童

(※2)実施方式の「一般型」とは、定員を別に設け在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式です。

4 利用料・給食費

利用料 (1人あたり)	給食費 (1人あたり)	利用時間ごとの利用料金額(早見表)				
		2時間利用	3時間利用	4時間利用	5時間利用	6時間利用
300円/時間	無償 (300円/食を全額減免)	600円	900円	1,200円	1,500円	1,800円

※生活保護世帯や市町村民税の非課税世帯・所得割77,101円未満の世帯などを対象とした減免制度があります。

※利用日当日に実施施設でお支払いください。(現金払い)

5 利用上の注意点

●利用時間は、1時間単位で算定します。(実際の利用時間が予約した時間を超える場合には、実際の利用時間で算定します。)

※1時間以下の利用の場合＝利用時間は「1時間」です。

※利用開始時刻10分前と利用終了時刻10分後は、利用時間として算定しません。

(それを超過する部分は利用時間として算定します。)

【例】午前9時50分～午後2時10分利用の場合＝利用時間：4時間

午前9時50分～午後2時15分利用の場合＝利用時間：5時間

●初回利用の前には、制度の意義や利用にあたっての基本的事項をお伝えするとともに、お子さんの様子を把握させていただくため、お子さん同席のうえで事前面談（対面での面談）を行います。

●月ごとに最大10時間までが利用可能時間（上限）です。前の月に未利用の時間があっても、翌月に繰り越して利用することはできません。

○実施施設における受入体制などの事情・状況によっては、ご希望に沿った利用ができない場合がありますのでご了承ください。

●利用中にお子さんの体調が急変した場合（発熱や下痢・嘔吐等）には、保護者へ連絡しお迎えをお願いさせていただきます。

※利用に当たりキャンセルが行われた場合の対応については、以下の「キャンセルポリシー」のとおりですので、同意のうえご利用ください。

○八頭町立保育所における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー

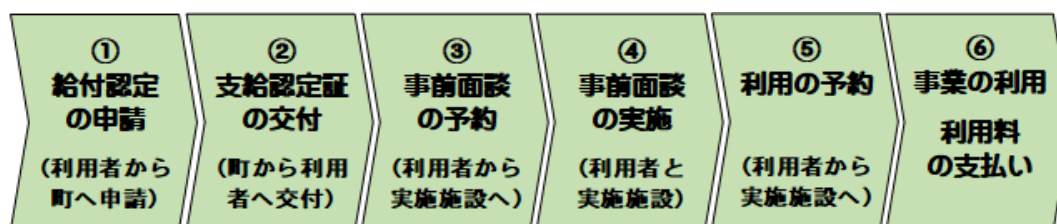
「キャンセルポリシー」とは、利用にあたりキャンセルが行われた場合の対応（＝キャンセル時における利用料の取扱いや利用(可能)時間の消費）について定めたものです。

- 1 「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて利用申込みを行った時点（仮予約）より、当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 実施施設の利用承認をもって、予約確定となります。
- 3 利用日・利用時間を変更したい場合、または、利用をキャンセルしたい場合は、予約した施設にご連絡ください。
- 4 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できる限り速やかに予約をした施設へご連絡ください。
 - 利用日前日までに発熱があった場合
 - 利用日当日に発熱がある場合
 - 発熱はないが体調不良の場合（下痢、嘔吐等）
- 5 無断キャンセルや度重なる予約変更は、実施施設や他の利用者の迷惑となるためお止めください。
- 6 利用日当日にキャンセルした場合や無断キャンセルの場合には、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用したものとみなし、月の利用時間枠（10時間/月）から予約した利用時間分を減算します。

	利用日の前日までのキャンセル	利用日当日のキャンセル(※)
利用料のキャンセル料	なし	なし
利用時間の消費	減算なし	減算あり (利用したものとみなして予約時間分を減算)

※「利用日当日」とは、利用日の0時0分以降をいう。

6 利用(手続き)の流れ



○本町では、①認定申請・②認定証交付・③事前面談の予約・⑤利用の予約を、こども家庭庁が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」を通じて行います。

○詳しくは、次のチラシをご覧ください。

- ① 利用申込みの前に、市町村へ「給付認定」を申請し、あらかじめ市町村の「認定」を受ける必要があります。
- ② 対象児童が最初に本事業を利用する前に、必ず実施施設での面談を受けてください。
(事前面談の実施には予約が必要です。)
- ③ 初回面談予約と利用予約は、希望日の5日前までにお申し込みください。
- ④ 利用予約の申込みは、必ず実施施設での面談を受けた後に行ってください。



こども誰でも通園制度とは？

保育所等に通っていない
**0歳6ヶ月経過後～
満3歳未満が対象**

**月10時間までの範囲で
時間単位で利用が可能**

**八頭町実施施設
(0歳児) 八東保育所
(1・2歳児) 郡家東保育所**

—— 利用方法 ——

1

利用申請

右記の2次元コードを読み込み、つうえんポータルにアクセスし、その画面にてお住まいの自治体を選択し、利用申請をしてください。

(※)利用予約の前に、市町村へ「認定申請」し、あらかじめ市町村の「認定」を受ける必要があります。



つうえんポータル

<https://www.daretsu.cfa.go.jp>

2

パスワード設定

① 利用の認定を受けると、「アカウント発行のお知らせ」という件名のメールが届きます。メール内に記載されているURLをクリックし、パスワードのリセット申請をしてください。

② その後、もう1通「パスワードリセットのご案内」という件名のメールが届きます。メール内に記載しているURLをクリックし、パスワードをリセットしてください。



3

ログイン

パスワードのリセットが完了すると、その画面からそのままログインすることができます。

右の2次元コードからもログイン画面にアクセスできます。



<https://www.daretsu.cfa.go.jp/Riyosha/Account/Login>

4

利用開始

【実施施設】0歳児：八東保育所 / 1・2歳児：郡家東保育所を選択してください。

ログイン後、希望する施設を検索し、初回面談の予約をしてください。

①「初回面談の予約」… 面談希望日の5日前までにお申し込みください。
②「初回面談の実施」… 実施施設でお子さん同席・対面にて実施
③「利用の予約」… 利用希望日の5日前までにお申し込みください。
(※利用予約の申込みは、必ず初回面談の実施後に行ってください。)



つうえんポータルとは？



愛称「つうポ」は、こども誰でも通園制度を利用するためのシステムです。
スマートフォンでもパソコンでも簡単に操作ができます。



検索

地図や都道府県、キーワードから施設を探ることができます。



予約

初回面談も施設利用も、カレンダーから簡単に予約ができます。



利用時間管理

残りの利用可能時間が一目でわかります。



よくある質問

- Q** パスワードリセットのメールが届きません。
- A** 迷惑メールフォルダを確認してください。また、パスワードリセット申請時に入力したメールアドレスが登録時と異なる可能性があります。登録した可能性のある別のメールアドレスをお試しください。
-
- Q** パスワードを忘れてしまったのですが。
- A** ログイン画面にある「パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックし、手順に沿ってパスワードのリセットを行ってください。
-
- Q** 生後6ヶ月未満でも予約はできるのか？
- A** 利用申請と初回面談の予約は可能ですが、施設の利用予約はできません。
-
- Q** 「一時保育」とはどう違うのか？
- A** 一時預かり事業（＝一時保育）が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいては得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することを主な目的とした給付事業です。本町では、町内5ヶ所・全ての保育所で一時保育事業を実施していますので、保護者の方の利用目的に応じて、それぞれの事業の利用をご検討ください。

お問い合わせ先

鳥取県 八頭町役場 町民課

☎ 0858-76-0205

受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始を除く）





～ 持ち物リスト ～

内 容		備 考
①乳児等支援「支給認定証」 （こども誰でも通園制度認定証）		給付認定申請後に市町村から交付されたもの
②カバン		持ち物を入れるもの
③くつ（外履き）		戸外活動時に使用
④帽子		〃
⑤ポケットティッシュ		
着 替 え 関 係	⑥着替え（1～2セット）	服・ズボン・肌着・パンツ など
	⑦紙オムツ（3～4枚）	※必要に応じて
	⑧おしりふき	〃
	⑨ナイロン袋	
食 事 関 係	⑩スプーン・フォーク	
	⑪ウェットティッシュ	
	⑫水筒（お茶を入れたもの）	
	⑬食事用エプロン	※必要に応じて
	⑭哺乳瓶	〃

- ※年齢や活動内容によって持ち物は変わります。
- ※全ての持ち物に「氏名の記入」をお願いします。
- ※利用料については、利用当日に実施施設にてお支払いください。
（お釣りがでないようにご協力をお願いします。）



< 問合せ先 >

八頭町役場町民課・保育所係（電話：0858-76-0205）（または、実施保育所）